

「7月は食中毒予防月間です」

高温多湿な7月から9月にかけて、食中毒の原因となる細菌が増殖しやすくなります。食中毒はお店で提供される食事だけではなく、家庭での食事でも発生しています。食中毒予防のポイントを守り、家庭での食中毒を予防しましょう。

6つのポイントに注意して、 しっかり予防しましょう。

- ① 消費期限等をチェック! 新鮮なものを購入しましょう。
- ② 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下! 詰めすぎないようにしましょう。
- ③ こまめに手を洗いましょう。
- ④ 加熱は十分に行いましょう。
- ⑤ 調理後はすぐに食べましょう。
- ⑥ 残った食品はすぐに冷蔵・冷凍保管しましょう。



※デリバリーやテイクアウトなどを利用する機会が増えています。
家に持ち帰った料理、届いた料理は長時間放置せずに
速やかに食べましょう。

【問合せ】保健福祉課(生活環境)22番窓口

☎ 06-6466-9973



令和8年度 第1回 此花区区政会議を開催します

会場で傍聴することができます。

傍聴希望の方は、18:40から会場前にて受け付けを行います。傍聴者が多数の場合は、入場を制限することがあります。

Web傍聴も受け付けます。

Web傍聴希望の方は、YouTubeのLive配信の限定公開URLをお伝えしますので、「氏名」「住所」「連絡先」を記載し、メール(アドレス下記記載)にてお申し込みください。(7/17(金)まで)

【日時】7/29(水) 19:10~20:30

【場所】此花区役所 3階講堂ほか

【議題】● 令和7年度此花区運営方針の評価・実績及び令和8年度此花区運営方針の取組状況について等
● 各グループごとの議題

【問合せ】政策共創課31番窓口

☎ 06-6466-9683

✉ td0010@city.osaka.lg.jp

これまでの区政会議に関する議事録等はこちら▲



介護保険ってどんなもの?

そろそろ介護が必要?

両親が高齢になってきた、ひとり暮らしの親が高齢という方は介護が気になり始めるのではないのでしょうか。加齢による身体機能の衰えや、病気、ケガなどにより介護が必要となった時には公的な介護保険制度を利用することができます。

介護保険のサービスを利用できるのは、次の方です。

- 40歳から64歳: 加齢に伴う特定の病気(特定疾病)により介護や支援が必要と認定された方
- 65歳以上: 原因を問わず、介護や支援が必要と認定された方



介護保険制度は、40歳~64歳の医療保険に加入している方の保険料と、65歳以上の方の保険料などで支えられています。



介護が必要になった場合は、申請して「要介護(要支援)」の認定を受けることで、介護保険サービスを利用できます。サービス利用時は、所得に応じて費用の一部を自己負担します。なお、65歳になると誕生月に「介護保険被保険者証」が交付されます。

介護保険サービスって どうやって利用するの?

介護保険サービスを利用するには、まずは申請をして、認定調査を受ける必要があります。申請時に必要なものは以下です。

- 申請書
- 本人の被保険者証
- 65歳以上: 介護保険被保険者証
- 40~64歳: 医療保険資格確認書 など
- 個人番号(マイナンバー)を確認できるもの
- 主治医の情報
(主治医名・医療機関名・所在地の記入に必要)



申請は家族の代理での申請や、地域包括支援センターが申請を代行できる場合もあります。困ったときは区役所の福祉担当や地域包括支援センターへご相談ください。

介護保険制度について詳しくはこちら▶



来月は介護保険の自立支援について掲載します!

【問合せ】保健福祉課(福祉)6番窓口 ☎ 06-6466-9859